

唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託性能仕様書

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託性能仕様書（以下「本仕様書」という。）は、唐津市水道事業（以下「委託者」という。）が管理する水道施設の運転管理を円滑に行い、水道施設の機能を十分に発揮し、水道施設の適正な運営を図るため、唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託（以下「本業務」という。）に係る性能仕様を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第 2 条 受託者は、水道施設の機能が十分発揮できるよう、本仕様書の他、契約書、唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）その他関係書類（現場説明含む。）等に基づき誠実かつ安全に、また、委託者と協議し業務を履行しなければならない。なお、本仕様書に記載なき事項であっても、業務遂行上、当然必要なものは受託者の責任においてこれを満足しなければならない。

(委託する施設等)

第 3 条 委託者が受託者に委託する施設・場所及び設備等は別紙-1 のとおりとする。

(業務の範囲)

第 4 条 委託者が受託者に委託する業務の範囲及び内容は、本仕様書第 2 章に示すとおりとする。

(業務管理)

第 5 条 受託者は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しな

なければならない。

- 2 受託者は、労働安全衛生法等の（昭和47年法律第57号）災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。
- 3 受託者は水道施設の構造、性能、系統及びその周辺の状態を把握し、水道施設の運転に精通するとともに、業務の遂行にあたって常に問題意識をもってこれにあたり、創意工夫し設備の予防保全に努めること。
- 4 受託者は、豪雨、台風、地震、渇水その他の天災及び水道施設の機能に重大な支障が生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。
- 5 受託者は地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗に期すること。

（運転管理概要）

第6条 各施設に関する基準値は、次のとおりとする。

- (1) 水質に関しては、要求水準書第21条1)水質管理の水準に規定されたとおりとする。
- (2) 水圧に関しては、要求水準書第21条2)水圧管理の水準に規定されたとおりとする。
- (3) 水量に関しては、要求水準書第21条3)水圧管理の水準に規定されたとおりとする。なお、参考とする各水道施設の施設能力は、令和元年度運転実績を添付-1「水道施設 施設能力及び年間運転管理指標」に示す。

（従事者の届け出）

第7条 受託者は、従事者の履歴、職種、職階、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む）を記載した従事者選任届を届け出ること。ま

た、変更がある場合も同様とする。

- 2 受託者の従事者について業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、委託者、受託者双方が協議の上、当該従事者を変更することができる。

(職階及び有資格者の基準)

第 8 条 受託者の従事者の職階及び有資格者の基準は、次のとおりとする。

(1) 業務統括責任者

水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 11 条による資格保有者又は業務全体の責任者で浄水施設管理技士 2 級の有資格者かつ総括の職務にあたり管理能力がある者

(2) 副総括

業務総括責任者の補佐及び代行ができ、浄水施設管理技士 2 級の有資格者かつ管理能力を有し、各業務の責任者としての的確な判断ができる者

(3) 主任

各業務の責任者で、浄水施設管理技士 3 級の有資格者かつ業務の専門職として主体的業務を行える者

(4) 技術員

基礎的な技術を有し、運転操作監視、保全管理等の業務を遂行できる者

(5) 技能員

運転操作監視、保全管理等の業務について必要とされる技能を伴った補助業務を行える者及び清掃等の簡易な作業を行える者

(業務責任者の職務)

第 9 条 業務責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 技術上の業務を統括する責任者として、受託者の従事者への指揮、

監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努める。

- (2) 契約書、本仕様書、要求水準書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、委託者の職員と密接な連絡を取り、業務の適正かつ円滑な遂行を図る。
- (3) 設備及び管理状況を常に的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制に努める。

(業務履行計画書) ※5カ年間分

第10条 受託者は、別に定める期間までに契約書、要求水準書、本仕様書に基づき、委託者と十分な協議を行い契約期間における業務履行計画書を策定し、委託者に提出するものとする。業務履行計画書には、次の事項について記載しなければならない。

(1) 業務概要に関すること

水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理の基本方針及びその概要について、委託業務に対する考え方が把握できるよう記載する。

(2) 業務組織に関すること

業務委託を遂行するうえで必要な組織及び体制について、業務組織・業務分担・緊急時・その他の組織等の体制、配置人数、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載する。

(3) 本委託における主たる業務の実施計画（工程）の概要

(4) 主たる業務履行計画書、報告書類の提出、業務検査に関する計画

(5) その他必要な計画

(年間業務実施計画書)

第11条 受託者は、業務履行計画書に基づき、各業務を実施する上で留意すべき点、効率的・効果的業務方法等について示した年間業務実施計画書を策定し、委託者に提出するものとする。年間業務実施計画書には、

次の事項について記載しなければならない。

(1) 業務計画に関すること

年間業務工程表（運転監視操作業務・保守点検業務）、労務工程表

(2) 業務方法に関すること

業務方法・要領及び運転指標、保守点検業務基準（周期、項目等）

(3) 安全衛生に関すること

安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表

(4) 保全・安全パトロール等に関すること

保全・保安全管理・安全パトロール等の内容及び実施予定表

(5) 水質監視業務に関すること

水質監視業務実施方法、検査体制

(6) 各種報告書様式

日報・月報・年報・運転記録、その他文章等

(7) その他必要事項

（年間業務実施計画書の要領）

第 12 条 前条の年間業務実施計画書の作成要領は次のとおりとする。

(1) 年間業務実施計画書は、日本工業規格 A 版により作成し、原則として A4 又は A3 とする。

(2) 「業務方法に関すること」は、水道施設を安定的に管理運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点、日常点検、定期点検、建築付帯設備点検の内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容、清掃の要領等、その他必要な事項について具体的に記載する。

(3) 「安全衛生管理及び保全・保安全管理に関すること」は事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る基準や安全衛生管理に関する組織体制等及び保全・保安全管理・安全パトロール等について具体的に記載する。

(4) 受託者は、年間業務実施計画書に基づき業務を遂行し、その年間業務が終了した際には、速やかに年間業務履行報告書を提出しなければならない。なお、年間業務履行報告書は、年間業務実施計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかになるよう記載する。

(5) 「各種報告書様式」は、契約書、本仕様書及び要求水準書等で報告義務を課せられている報告書及び委託者が要求する報告書の他、業務上必要と思われるものについて、様式を作成する。

(月間業務実施計画書及び月間業務履行報告書)

第 13 条 受託者は、業務計画について、あらかじめその内容を委託者と協議し、決められた諸事項を満たす月間業務実施計画書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務実施計画書に添付して提出すること。

2 受託者は、月間業務実施計画書を変更する必要がある場合は、その都度委託者と協議しなければならない。

3 受託者は、月間業務実施計画書に基づき業務を遂行し、その月間業務が終了した際には、速やかに月間業務履行報告書を提出しなければならない。なお、月間業務履行報告書は、月間業務実施計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかになるよう記載すること。

4 月間業務実施計画書及び月間業務履行報告書に要領は、前条に読み替えるものとする。

(業務記録等の整備)

第 14 条 受託者は、業務記録等、業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(報告書等)

第 15 条 受託者は、本仕様書第 3 章に定めるところにより運転管理業務、

保全管理業務等、その他業務の履行に係る報告書を速やかに提出しなければならない。

(安全管理)

第 16 条 受託者は、作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。

(健康管理)

第 17 条 受託者は、常に安全衛生管理に注意を払い、従事するものに感染症等の疑いがある場合は従事者の変更を行うなど、安全衛生管理を徹底しなければならない。

2 受託者は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 21 条に定める定期及び臨時の健康診断を行うとともに、これに関する記録を作成し、委託者に文書により報告しなければならない。

(保全・保安教育及び訓練)

第 18 条 受託者は、作業、維持（運転、監視、点検、測定等）又は運用に従事する者に対して、浄配水施設等の保全・保安に関して必要な知識及び機能に関する教育をしなければならない。

2 受託者は、作業、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他の災害が発生した場合の措置について、危機管理マニュアルを作成し、実地指導、訓練を行わなければならない。

(貸与品等)

第 19 条 本業務に実施に際し、受託者が業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等の貸与品は委託者が無償で貸与する。

2 貸与品等については、受託者が台帳等を作成し、その保管状況を常に把握し、管理する。なお、受託者の故意又は過失により貸与品等に毀損、盗難、紛失等があった場合は受託者が弁償しなければならない。

3 第1項に定める貸与品等は別紙-2のとおりとし、貸与品の引渡時期は、委託者と受託者が協議して定める。

(整理整頓等)

第20条 受託者は施設建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

(事務室等の自主管理)

第21条 受託者は水道施設の施設の一部を事務室等として使用する場合には、委託者の許可を受けるとともに、受託者の責任において維持管理を行わなければならない。

2 事務室等は無償で供与するが、使用期間中、受託者の責任で汚損等があった場合は、受託者の負担により原状回復しなければならない。

(従事者の服装等)

第22条 受託者は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については外部者から指摘を受けないようにしなければならない。

(火災の防止)

第23条 受託者は、水道施設の火災を未然に防止するため、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(侵入者の防止等)

第24条 受託者は、設備機器、備品工具類の盗難及び水道施設への不法侵入を防止するため、十分に注意しなければならない。

2 受託者は、施錠、解錠の管理を確実に行わなければならない。

3 受託者は、水道施設に設置されている監視カメラにより、定期的に監視しなければならない。

(水道施設の一般管理)

第 25 条 受託者は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関連法令を遵守することを基本とし、業務の実施、水道施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

2 受託者は、業務遂行上で必要な諸事項について、委託者と打合せ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、委託者に提出し承認を受けるものとする。

第 2 章 業務内容

(就業形態)

第 26 条 受託者は、業務の履行にあたり、原則として次の業務形態により行うものとする。

(1) 運転監視操作業務 24 時間

(2) その他の業務 計画又は必要の都度

ただし、水道施設の設備が自動化又は省力化等により、業務形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合には、委託者と受託者双方が協議の上、業務形態を変更できるものとする。

(運転監視操作業務)

第 27 条 受託者は、制御及び監視により、異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度速やかに委託者に報告し、その指示に従い処置を行う。ただし、次に掲げるものは、受託者の判断で実施後、委託者に報告することにより処置できるものとする。

(1) 浄水過程における、経済的かつ適正な運転管理

(2) 取水・送水設備の適正な流量管理

2 制御及び監視は、次のとおりとする。

(1) 受変電設備の監視

- (2) 原水流水、ろ過水流量、送水流量、配水池流入量の監視及び制御
- (3) 取水設備の監視及び制御
- (4) 水道施設の各池の水位及び流量等の監視及び制御
- (5) 水道施設のポンプ施設の流量監視及び制御
- (6) 沈澱池、急速ろ過池、緩速ろ過池等の運転監視及び制御
- (7) 濁度、色度、pH値、残留塩素等水質の監視
- (8) 薬品等の注入量の監視及び制御
- (9) 薬品類、潤滑油脂類等の残量記録及び制御

(保守点検業務)

第 28 条 受託者は、当該年度の月間及び年間業務実施計画書に基づき、別紙-1 に記載の対象設備の保守点検業務を行うものとする。

(簡易な補修)

第 29 条 受託者は、保守点検により発見した不良箇所若しくは、故障の発生により破損した箇所のうち、現場で修理可能なものについては修理し、作業終了後速やかに委託者に報告し、後日、修理の状況を記した書類を提出すること。ただし、当該事象が水道施設に重大な影響を及ぼす恐れがある場合は、応急処置を行うとともに、委託者に連絡し、その対応について協議する。

2 設備の簡易な補修、調整に必要な工具類、安全対策器具、カメラについては受託者の負担とする。

(消防設備点検)

第 30 条 消防設備点検の対象と内容は別紙-3 に示すとおりとする。なお、実施に際しては、当該点検実施に必要な有資格者を配置すること。

2 前条各号の点検にあたっては、当該各号に係る法令を遵守し実施すること。

(自家用電気工作物点検)

第 31 条 自家用電気工作物の対象等は別紙-4に示すとおりとする。なお、実施に際しては、当該点検実施に必要な有資格者を配置すること。

2 前条各号の点検にあたっては、当該各号に係る法令を遵守し実施すること。

(みなし設置者)

第 32 条 受託者は、自家用電気工作物の保安管理において「みなし設置者」として次に掲げる業務を実施する。

(1) 自家用電気工作物の維持・技術基準適合維持（電気事業法第 39 条規定事項）

(2) 自家用電気工作物の保安規程の作成・届出・変更の届出、規程の遵守（電気事業法第 42 条規定事項）

(3) 電気主任技術者の選任、届出（電気事業法第 43 条規定事項）

(修繕補修)

第 33 条 受託者は、第 29 条第 1 項において、補修等では機能回復が困難なものについては次の各号により修繕等の対応を行うものとする。

(1) 当該修繕額が 1 件当たり 200 万円以下のときは、事前に委託者に報告し承諾を得て受託者が実施する。

(2) 当該修繕額が 1 件当たり 200 万円を超えるときは、原則として委託者が実施する。

2 受託者が行う修繕業務は、当該年度の額が 2,500 万円（税抜き）を上限とし、これを超えるときは、原則として当該修繕の費用は委託者が負担する。

3 前項において、委託者、受託者協議の上、受託者の委託料の範囲で負担することが適当であると認められたときは、前項の規定によらず、当該修繕は受託者が受託者の費用により実施するものとする。

- 4 緊急ややむを得ない場合は、前第1項及び第2項の規定にかかわらず、受託者は委託者の口頭での了解により当該修繕を実施するものとする。この場合の当該修繕に係る費用については、委託者と受託者の協議により決定する。

(薬品等調達)

第34条 受託者が調達する物品等は、次に掲げるものとする。

- (1) 別紙-5に示す施設の電力
- (2) 監視装置消耗品、機械、電気、計装設備の部品及び消耗品（試験試薬含む）
- (3) 燃料（軽油等）
- (4) 薬品類（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム、水酸化ナトリウム等）
- (5) 委託者が受託者に貸与する別紙-2の備品類に関し、必要とする消耗品類

(清掃及び植栽管理)

第35条 水道施設の清掃及び植栽管理の対象範囲については次のとおりとする。

- (1) 清掃は、別紙-6に示す範囲について実施するものとする。
- (2) 植栽管理は、別紙-7に示す範囲について実施するものとする。

- 2 受託者は前項によるものの他、必要に応じて適宜清掃、除草、除雪等を実施し、労働安全の確保、周辺住民への配慮及び水道施設の衛生の確保に努めること。

(廃棄物の取扱い)

第36条 水槽類の清掃等により水道施設から排出される砂・汚物等に係る産業廃棄物の処理処分及び手続については、委託者が行う。

- (1) 機械脱水したケーキの処分

- (2) 天日乾燥したケーキの処分
- 2 設備のメンテナンスに伴い生ずる部品、廃油等の処理処分及び手続きについては、委託者が行う。
 - (1) 再使用しない撤去部品機器類
 - (2) 使用済みの機械オイルなど

第3章 業務書類等

(業務書類等)

第37条 受託者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- (1) 年間業務実施計画書（当該年度開始前月の20日までに提出、ただし、契約最終年度は最終月の20日までに提出）
 - (2) 年間業務履行報告書（当該年度分は翌年度の4月10日までに提出、ただし、契約最終年度は最終月の20日までに提出）
 - (3) 月間業務実施計画書（前月の20日までに提出）
 - (4) 月間業務履行報告書（翌月の10日までに提出）
 - (5) その他、委託者がモニタリング等で要求するもの
- 2 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 着手届（当該年度開始前月の20日までに提出、ただし、初年度については、準備期間終了月の20日までに提出）
 - (2) 業務責任者選任届又は兼任届（準備期間終了月の20日までに提出）
 - (3) 業務従事者選任届（準備期間終了月の20日までに提出）
 - (4) 業務履行計画書（準備期間終了月の20日までに提出）
 - (5) 借用承認願（当該年度開始前月20日までに提出、ただし、初年度については、準備期間終了月の20日までに提出）
 - (6) その他必要なもの

(業務履行報告書)

第 38 条 月間業務履行報告書及び年間業務履行報告書は以下について報告すること。

(1) 月間業務履行報告書

業務完了月毎に次のものを提出する。

ア 月間業務完了届

イ 月間業務完了報告書

① 月間業務所見

② 月間運転管理データ

③ 月間水質管理データ

④ 月間業務実績報告書

ウ その他業務検査必要書類

(2) 年間業務履行報告書

ア 年間業務完了届

イ 年間業務完了報告書

① 年間業務所見

② 年案運転管理データ

③ 年間水質管理データ

④ 年間業務実績報告書

⑤ 物品管理報告書

⑥ 保全管理年間実績報告書

ウ その他業務検査必要書類

(委託業務履行検査)

第 39 条 受託者は、月間及び年間業務を完了したとき、次の方法により委託者の業務完了検査を受けなければならない。

(1) 月間業務完了検査（月間モニタリング）

ア 月間業務完了検査は、受託者から月間業務完了届が提出され、10

- 日以内に、委託者が受託者立会いの下に行うものとする。
- イ 検査日及び場所については、委託者と受託者双方が協議して定めるものとする。
- ウ 検査は、受託者が提出した月間業務実績計画書に基づき業務報告書の内容について、照合・確認を行う。
- エ 業務完了検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。
- オ 検査の結果、不合格となった部分がある場合は、受託者は速やかに不合格部分を改善し再検査を受けるものとする。

(2) 年間業務完了検査（委託業務履行検査）

- ア 年間業務完了調査は、受託者から年間業務完了届が提出され、10日以内に、委託者が受託者立会いの下に行うものとする。
- イ 検査日及び場所については委託者と受託者双方が協議して定めるものとする。
- ウ 検査は、受託者が提出した当該付年の年間業務実施計画書に基づき業務報告書の内容について、照合・確認を行う。
- エ 業務完了検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。
- オ 検査の結果、不合格となった部分がある場合、受託者は速やかに不合格部分を改良し再検査を受けるものとする。

(施設の機能確認)

第40条 業務開始前における委託者と受託者による施設の機能確認は、次の各号によるものとする。

- (1) 委託者は、施設の機能確認に先立ち、新設の機能を網羅した施設の機能調査報告書（以下「施設機能確認書」という。）を準備するものとする。
- (2) 委託者が前号の施設機能確認書を準備できない場合は、委託者と受

託者との協議の上で、受託者にその準備を行わせることができる。

この場合の費用は委託者と受託者の協議により決定する。

(3) 前号において、受託者が施設機能確認書を準備する場合は、設備管理台帳に基づいて施設機能調査を実施し、施設機能確認書を作成し委託者に提出するものとする。

(4) 委託者と受託者は、施設機能確認書に基づき、当該施設の機能について確認を行う。なお、施設機能確認書により機能が確認できない場合は、当該確認を当該設備機器設置場所にて行うものとする。また、施設更新等により施工メーカーによる瑕疵担保の対象期間に該当する設備機器等がある場合は、当該設備機器等の機能確認の取り扱いについて委託者と受託者の協議により定めるものとする。

2 業務開始前の施設の機能確認の結果、その機能に不備がある場合は委託者の費用でその機能を回復するものとする。

3 受託者は、業務開始前の施設機能の確認の結果を施設機能確認書に反映し、委託者に提出する。委託者と受託者は、これを各自1書、保管する。

4 契約終了に伴う施設の機能確認は、次の各号によるものとする。

(1) 委託者と受託者は、第1項の施設機能確認に基づき、契約終了に伴う施設機能確認を実施する。

(2) 前号の契約終了に伴う施設機能確認の時期については、委託者と受託者の協議により定める。

5 契約終了に伴う施設の機能確認の結果、その機能に不備があり、当該不備が受託者の管理に起因する場合は、受託者の費用でその機能を回復するものとする。

6 受託者は、契約終了に伴う施設機能の確認の結果を施設機能確認書に反映し、委託者に提出する。委託者と受託者は、これを各自1年間保管する。

- 7 施設の機能確認が困難又は判断できない場合の措置は、委託者と受託者の協議により定める。

第4章 その他

(経費の負担)

第41条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、次のとおりとする。

- (1) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務品

ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

- (2) 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品

ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

- (3) 食器棚・茶器・台所用品等の消耗品

ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

- (4) 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・機器

ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

- (5) 設備点検・小修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等工具・機器

ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

- (6) 点検・巡視用車両及び車両維持管理に係る費用

- (7) 清掃用具及び清掃用品、消耗品

ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

- (8) 電話・ファックスの設置工事及び維持費

緊急時、委託業務の連絡用としての電話、ファックス、インターネット設置工事費及び維持費、ただし委託者が使用を認めた場合は、委託者所有の機器を利用できるものとする。

- (9) 水道設備の運転に必要な薬品、電力、燃料調達及び管理に係る費用
ただし、本要求水準書第 21 条に規定した条件を大幅に超える増水分に要した費用及び薬品購入費用は除く。
- (10) 水道施設点検のための経費（点検シール等）
- (11) 遠隔監視等に要する設備機器及び監視システムに係る経費
- (12) 備品消耗等の調達、管理費用
- (13) 各種保険の加入に係る経費

（設備管理台帳）

- 第 42 条** 設備管理台帳は、計画的な改築又は修繕が実施できるよう機器仕様、故障、工事履歴等について記載したものを受託者が作成し、整備する。ただし、本市水道事業が有する台帳を使用することを妨げない。
- 2** 本市水道事業が発注する建設工事等の履歴について、受託者は台帳への入力業務を委託し、若しくは自ら行う。

（責任分担）

- 第 43 条** 契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質異常、機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善若しくは取替え又は補償等により解決することとする。ただし、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りではない。
- 2** 業務範囲における責任分担の詳細については、別紙-8 による。

（本業務実施におけるリスクマネジメント）

- 第 44 条** 本業務における水道施設の施設について、その水道管理者としての責任は委託者にあるものとし、本業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として、受託者が負うものとする。ただし、委託者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、この限りではない。
- 2** リスクの分担は契約約款第 11 条 2 項による。

- 3 リスクの分散を図るため、委託者及び受託者は、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。
- 4 受託者は加入した保険について、業務履行計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

(雑則)

第 45 条 本仕様書に明記されていない事項であっても、受託者は運転操作上、当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 委託者運転に係る資料の提出を要求した場合は、受託者は速やかに応じなければならない。
- 3 受託者は、委託者の承諾なく、委託者の所有物を場外への持ち出し、又は業務に必要としないものを持ち込んで서는ならない。

(疑義)

第 46 条 本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者と受託者の協議の上、定めるものとする。

添付-1 水道施設 施設能力及び年間運転管理指標（取水量、配水量）

各浄水場の年間運転管理指標値は、令和6年度の運転実績値を基に作成している。

施設名	配水施設能力	取水量		配水量	
		日平均値	日最大値	日平均値	日最大値
	($\text{m}^3/\text{日}$)	($\text{m}^3/\text{日}$)	($\text{m}^3/\text{日}$)	($\text{m}^3/\text{日}$)	($\text{m}^3/\text{日}$)
久里第1浄水場	33,200	15,119	20,578	13,062	14,788
久里第2浄水場	16,000	11,957	13,425	11,470	12,641
久里第2工業用水	9,300	1,617	2,701	989	2,149
和多田浄水場	6,800	3,323	3,824	5,349	6,215
神田浄水場	2,600	17	696	1,245	2,507
浜崎浄水場	3,050	1,434	2,789	808	1,480
巖木多久共同浄水場	8,460	3,648	4,612	3,481	4,476
天川浄水場	85	19	86	15	84
瀬戸木場浄水場	36	8	27	7	20
岩詰・栗ノ木浄水場	30	18	37	18	38
本門浄水場	60	8	21	8	21
中山浄水場	2,590	1,473	1,860	1,408	1,662
伊岐佐浄水場	1,410	236	448	213	403
現野浄水場	18	7	27	7	27
楠浄水場	20	7	15	7	15
馬渡島浄水場	206	62	88	62	88
加唐島浄水場	100	29	47	29	47
松島浄水場	29	11	27	11	31
向島浄水場	49	15	45	15	47

別紙-1 業務委託する施設・設備等

1 対象施設

(1) 浄水場

No.	施設名称	施設所在地	施設能力	処理方式
1	久里第1浄水場	久里 1997-2	33,200 m ³ /日	急速ろ過
2	久里第2浄水場	久里 244-1	16,000 m ³ /日	急速ろ過
3	久里第2工業用水	久里 244-1	9,300 m ³ /日	薬品沈澱
4	和多田浄水場	和多田大土井 1496-1	6,800 m ³ /日	急速ろ過
5	神田浄水場	神田 1025-1	2,600 m ³ /日	急速ろ過
6	浜崎浄水場	浜玉町南山 2710-1	3,050 m ³ /日	緩速+膜ろ過
7	巖木多久共同浄水場	巖木町巖木 845-1	8,460 m ³ /日	急速ろ過
8	天川浄水場	巖木町天川 1766-1	85 m ³ /日	緩速ろ過
9	瀬戸木場浄水場	巖木町瀬戸木場 113-2	36 m ³ /日	緩速ろ過
10	岩詰・栗ノ木浄水場	巖木町平之 1520	30 m ³ /日	消毒のみ
11	本門浄水場	巖木町平之 2445-3	60 m ³ /日	消毒のみ
12	中山浄水場	相知町中山 4234-9	2,590 m ³ /日	急速ろ過
13	伊岐佐浄水場	相知町伊岐佐乙 564-1	1,410 m ³ /日	急速ろ過
14	現野浄水場	相知伊岐佐乙 415	18 m ³ /日	消毒のみ
15	楠浄水場	相知町楠 923-6	20 m ³ /日	緩速ろ過
16	向島浄水場	肥前町向島 411-2	49 m ³ /日	緩速ろ過
17	馬渡島浄水場	鎮西町馬渡島 308	206 m ³ /日	緩速ろ過
18	加唐島浄水場	鎮西町加唐島 917	100 m ³ /日	緩速ろ過
19	松島浄水場	鎮西町松島 3513	29 m ³ /日	緩速+急速ろ過

※ 注意

業務場所には、この対象施設の他、数量計算書に記載している廃止施設を含みます。
5 神田浄水場、13 伊岐佐浄水場は新たに廃止施設として維持管理

(2) 取水施設

No.	施設名称	施設所在地	取水能力	備考
1	双水取水場	双水 2093-3	40,660 m ³ /日	久里浄水場
2	玉島取水場	浜玉町大江 204-1	7,375 m ³ /日	和多田浄水場
3	神田取水施設	神田 1022-41 地先	1,810 m ³ /日	神田浄水場
4	土井取水施設	浜玉町南山 2713-1	1,088 m ³ /日	浜崎浄水場
5	本門取水施設	巖木町平之 2523-1 地先	86 m ³ /日	本門浄水場
6	中山取水場	相知町中山 3468-5	2,700 m ³ /日	中山浄水場
7	向島第1取水施設	肥前町向島 451-1		向島浄水場
8	向島第2取水施設	肥前町向島 459		向島浄水場
9	馬渡島コキ川取水施設	鎮西町馬渡島 1246		馬渡島浄水場
10	馬渡島河内取水施設	鎮西町馬渡島 2121		馬渡島浄水場
11	加唐島貯水施設	鎮西町加唐島 872		加唐島浄水場
12	大泊取水施設	鎮西町加唐島 3199-4		加唐島浄水場
13	黒瀬取水施設	鎮西町加唐島 529-2 地先		加唐島浄水場
14	ヲンス取水施設	鎮西町加唐島 2451		加唐島浄水場
15	牧ノ地取水施設	鎮西町松島 3522-4		松島浄水場
16	白木谷取水施設	鎮西町松島 3460-1		松島浄水場

※ 注意

業務場所には、この対象施設の他、数量計算書に記載している廃止施設を含みます。

(3) 配水・送水施設（ポンプ場）

No.	施設名称	施設所在地	送水能力	備考
1	宇木加圧ポンプ所	宇木 2210-6	748 m ³ /日	
2	半田中継ポンプ所	半田 3799-7	86 m ³ /日	追塩設備
3	広田加圧ポンプ所	半田 5631-8	734 m ³ /日	
4	東唐津追塩施設	東唐津 1 丁目 37-6	高島送水	追塩設備
5	八幡町中継ポンプ所	八幡町 680-6	504 m ³ /日	追塩設備
6	鳩川中継ポンプ所	鳩川 7220-11	187 m ³ /日	追塩設備
7	相賀中継ポンプ場	相賀 710-5	2,620 m ³ /日	追塩設備
8	山田中継ポンプ所	山田 4235-7	201 m ³ /日	追塩設備
9	上神田中継ポンプ場	神田 3247-1	3,384 m ³ /日	
10	竹木場中継ポンプ場	竹木場 5206-98	3,384 m ³ /日	追塩設備
11	神田内田中継ポンプ場	神田 2826-1	6,494 m ³ /日	
12	佐志中継ポンプ場	佐志 3723-2	6,494 m ³ /日	追塩設備
13	佐志第2調整池	佐志 3318-3	バイパス機能	旧ポンプ所
14	佐志第1調整池	佐志 1103-2	減圧水槽機能	旧ポンプ所
15	田代加圧ポンプ所	大良 1606-26	748 m ³ /日	
16	東山田加圧ポンプ所	浜玉町東山田 2467-1	115 m ³ /日	
17	巖木西部中継ポンプ所	巖木町浪瀬 1184-48	648 m ³ /日	追塩設備
18	浪瀬中継ポンプ所	巖木町浪瀬 469-4	144 m ³ /日	追塩設備
19	旭ヶ丘中継ポンプ所	巖木町巖木 1346-1		追塩設備
20	巖木中部中継ポンプ場	巖木町浦川内 629-2	1,440 m ³ /日	追塩設備
21	巖木高部中継ポンプ所	巖木町浦川内 1344-4	230 m ³ /日	追塩設備
22	巖木高部加圧ポンプ所	巖木町浦川内 131-5	14 m ³ /日	
23	田頭中継ポンプ所	相知町田頭 294-8	388 m ³ /日	追塩設備
24	天徳加圧ポンプ所	相知町相知 2406-22		

25	天徳中継ポンプ所	相知町相知 2575-66	388 m ³ /日	
26	平山下中継ポンプ所	相知町平山下 509-1	130 m ³ /日	追塩設備
27	伊岐佐加圧ポンプ(新)	相知町伊岐佐 243-6	141 m ³ /日	
28	成淵加圧ポンプ所	北波多成淵 2889-7	288 m ³ /日	
29	北波多中継ポンプ場	北波多田中 1560-2	2,880 m ³ /日	追塩設備
30	恵木第1中継ポンプ所	北波多行合野 1289-13	43 m ³ /日	
31	恵木第2中継ポンプ所	北波多行合野 745-2	43 m ³ /日	
32	恵木配水池加圧ポンプ	北波多行合野 813-5	92 m ³ /日	
33	志気第1中継ポンプ所	北波多稗田 3019-2	86 m ³ /日	追塩設備
34	志気第2中継ポンプ所	北波多稗田 2903-3	86 m ³ /日	
35	寺の谷加圧ポンプ所	北波多岸山 451-10	99 m ³ /日	ブースターポンプ
36	赤坂加圧ポンプ所	肥前町杉野浦 887-2	115 m ³ /日	ブースターポンプ
37	野中中継ポンプ所	鎮西町馬渡島 496-3		
38	小川島中継ポンプ所	呼子町小川島 1825-2		

※ 注意

業務場所には、この対象施設の他、数量計算書に記載している廃止施設を含みます。

27 伊岐佐加圧ポンプは新設

(4) 配水・送水施設（配水池）

No.	施設名称	施設所在地	容量	備考
1	温石山配水池	菜畑 4146	10,000 m ³	
2	佐志八幡町配水池	八幡町 734-134	1,000 m ³	
3	浦配水池	浦 6070-8	70 m ³	
4	鳩川配水池	鳩川 7380-3	8 m ³	
5	相賀受水池	相賀 710-5	618 m ³	
6	湊配水池	湊町 1595-2	540 m ³	

7	屋形石配水池	屋形石 1-23	500 m ³	旧屋形石浄水場内
8	半田配水池	半田 4888-5	90 m ³	
9	徳武配水池	柏崎 813-2	8,000 m ³	
10	西山配水池	和多田 1554-7	10,000 m ³	緊急遮断弁
11	山田配水池	山田 3635-3	101 m ³	
12	神田配水池	神田 1025-1	1,400 m ³	神田浄水場内
13	中尾配水池	唐川 160-30	85 m ³	
14	重河内配水池	重河内 918-2	60 m ³	
15	熊ノ峯配水池	熊ノ峯 1441-11	40 m ³	
16	唐川配水池	唐川 10-68	1,300 m ³	緊急遮断弁
17	後川内配水池	佐志 1928-111	310 m ³	
18	橋掛田配水池	佐志 1929-126	2,500 m ³	緊急遮断弁
19	神集島配水池	神集島 583	290 m ³	
20	高島配水池	高島 1430-67	243 m ³	1槽休止中
21	浜玉第3配水池	浜玉町大江 1919-3	1,000 m ³	
22	浜玉第4配水池	浜玉町横田上 84-4	1,000 m ³	
23	巖木低部配水池	巖木町簀木 157-29	1,320 m ³	
24	巖木西部配水池	巖木町浪瀬 1177-29	250 m ³	
25	浪瀬配水池	巖木町浪瀬 1006-34	81 m ³	
26	旭ヶ丘配水池	巖木町牧瀬 1163-15	60 m ³	
27	瀬戸木場配水池	巖木町瀬戸木場 424-22	57 m ³	
28	巖木中部配水池	巖木町浦川内 1344-4	500 m ³	
29	巖木高部配水池	巖木町浦川内 1487-6	85 m ³	
30	岩詰・栗ノ木配水池	巖木町平之 1520	33 m ³	
31	本門配水池	巖木町平之 2445-3	53 m ³	
32	天川配水池	巖木町天川 1818-9	86 m ³	

33	楠配水池	相知町楠 923-6	50 m ³	
34	田頭配水池	相知町田頭 1472-7	135 m ³	
35	中山配水池	相知町中山 4234-9	2,000 m ³	
36	伊岐佐配水池	相知町伊岐佐乙 562	813 m ³	休止
37	伊岐佐上中配水池	相知町伊岐佐乙 560-16	20 m ³	
38	現野配水池	相知町伊岐佐乙 424-4	18 m ³	
39	天徳配水池	相知町相知 2580	100 m ³	
40	尾部田配水池	相知町平山上乙 434-1	138 m ³	
41	北波多中央配水池	北波多田中 1720-1	1,660 m ³	
42	恵木配水池	北波多行合野 813-5	4 m ³	
43	志気配水池	北波多志気 2836-1	75 m ³	
44	大浦配水池	肥前町大浦 25	320 m ³	追塩
45	新木場配水池	肥前町新木場甲 2015-3	790 m ³	緊急遮断弁・追塩
46	星賀配水池	肥前町星賀甲 2384-1	308 m ³	追塩
47	納所配水池	肥前町納所 48-2	264 m ³	
48	京泊配水池	肥前町納所乙 518-3	112 m ³	
49	京泊調整池	肥前町納所丁 1428 地先	4 m ³	
50	駄竹配水池	肥前町納所 丙 1084-2	120 m ³	
51	鶴牧配水池	肥前町鶴牧 1721	132 m ³	
52	向島配水池	肥前町向島 359-3	30 m ³	2号配水池休止中
53	岩野調整池	鎮西町岩野 173-28	7 m ³	減圧水槽
54	石室配水池	鎮西町石室 1290-13	192 m ³	
55	七郎調整池	鎮西町打上 4135-2	5 m ³	減圧水槽
56	下石室調整池	鎮西町石室 1177-12	5 m ³	減圧水槽
57	鎮西呼子配水池	鎮西町石室 1242-1	1,400 m ³	緊急遮断弁・追塩
58	野元調整池	鎮西町石室 1490-6	5 m ³	減圧水槽

59	潟川調整池	鎮西町打上 3671-2	5 m ³	減圧水槽
60	横竹調整池	鎮西町横竹 1172-4	12 m ³	減圧水槽
61	丸田調整池	鎮西町丸太 7928-3	7 m ³	減圧水槽
62	塩鶴調整池	鎮西町塩鶴 2499-3	25 m ³	減圧水槽
63	打上配水池	鎮西町打上 1444-12	276 m ³	上段槽休止中
64	宮ノ本配水池	鎮西町馬渡島 308	89 m ³	
65	野中配水池	鎮西町馬渡島 1888-17	100 m ³	
66	黒瀬第2配水池	鎮西町加唐島 532-6	8 m ³	
67	黒瀬第1配水池	鎮西町加唐島 512-2	94 m ³	
68	大泊配水池	鎮西町加唐島 1107-3	12 m ³	
69	牧ノ地配水池	鎮西町松島 3489	20 m ³	
70	白木谷配水池	鎮西町松島 3477-1	3 m ³	
71	呼子配水池	呼子町呼子 3972	500 m ³	
72	殿ノ浦岡西区配水池	呼子町殿ノ浦 277-2	230 m ³	
73	加部島配水池	呼子町加部島 3290-10	120 m ³	
74	小川島配水池	呼子町小川島 323	150 m ³	第1配水池休止中

※ 注意

業務場所には、この対象施設の他、数量計算書に記載している廃止施設を含みます。
36 伊岐佐配水池は廃止施設として維持管理

2 対象設備

- (1) 対象施設の表に記載されている施設に設置されている、上水道・工業用水道の機械設備・電気設備・計装設備・通信設備等全ての機器設備
- (2) 上記以外の設備で、水道施設を維持管理・運転管理するために必要な設備（委託者が指定し、受託者が了承したもの）

3 除草（草刈り）

- (1) 取水場・浄水場・ポンプ場の除草は、少なくとも年3回は実施し、作業の時期は、6月下旬・9月中旬・11月下旬を目安に計画及び実施するものとする。対象と内容は別紙-7に示すとおりとする。
- (2) 配水池・休止施設の除草は、少なくとも年2回は実施し、作業の時期は、7月上旬・12月上旬を目安に計画及び実施するものとする。対象と内容は別紙-7に示すとおりとする。
- (3) 除草に関して、各施設の近隣住民などから、もっともな苦情等があった場合は、計画に関係なく速やかに作業を実施するものとする。
- (4) 除草は、原則として機械除草（肩掛式・背負い式・乗用）・集草・積込・荷卸・ダンプトラックによる運搬とし、処分は自由処分とする。

4 配水池・送水施設（ポンプ場）の清掃

- (1) 配水池・送水施設の清掃は、少なくとも5年間に1回は実施するものとし、業務計画書等で清掃予定を委託者に示し承諾を得るものとする。
- (2) 原則として、2槽式及び規模が小さな1槽式については人力清掃とし、1槽式で規模が大きなものは、水中ロボット清掃（床面のみ）とする。
- (3) 施設の工事及び管路事故等で清掃の必要が生じた場合は、計画に関係なく速やかに清掃作業を行うものとする。
- (4) 清掃時に断水を伴う場合（小規模な断水を想定）は、受託者が必要な広報（チラシ配布等）を行うものとする。

5 休止施設の管理

- (1) 本市水道事業が管理する休止施設についても、少なくとも年4回（3ヶ月毎）に巡回し最低限必要な外観確認及び維持管理を行うものとする。
- (2) 休止施設の外観確認の際には施設の全景を写真撮影し、写真帳及び所見を月間業務履行報告書に綴るものとする。

別紙-2 委託者が受託者に貸与する貸与品等

委託者が受託者に貸与する貸与品等

(1) 久里浄水場

品名	数量	仕様等
草刈機	2	肩掛け式
草刈機	2	背負い式
電工ドラム	4	
小型発電機	2	
ポータブルpH計	1	東亜 DKK (HM-21P)
掃除機	1	
ジャーテスター	1	
高圧洗浄機	2	エンジン式
高圧洗浄機	1	電動機式
チェーンソー	1	エンジン式
水中ポンプ	3	電動機
ポンプ	1	エンジン式
下駄棚	1	
ポータブル超音波流量計一式 (ポータフローC)	1	Fe (フジエレクトロニクス) 製 型式: 変換器 FSC-2 検出側: FSS-1、FSD-1
腰高収納庫	1	
書棚 (上下2段)	1	
机 (両袖) ベージュ	1	
机 (中袖) グレー	1	
机 (中袖) ベージュ	1	
机 (片袖) ブラウン	2	

机（引出なし）	1	
椅子（両肘）	2	
椅子（肘なし）	2	
ソファ	5	
スチールラック（2段）	1	
レターケース（10段）	1	
レターケース（7段）	1	
プロジェクタースクリーン	1	

(2) 和多田浄水場

品名	数量	仕様等
事務用机	1	片袖机
事務用椅子	1	肘無椅子
ジャーテスター	1	
両開き書庫	2	

(3) 神田浄水場

品名	数量	仕様等
事務用机	1	片袖机
事務用椅子	1	肘無椅子
ジャーテスター	1	
ポータブルpH計	1	東亜 DKK
電工ドラム	1	
水中ポンプ	1	

(4) 中山浄水場

品名	数量	仕様等
事務用机	5	片袖机

事務用椅子	4	肘有椅子
事務用椅子	1	肘無椅子
下駄箱	1	
傘立て	1	
書棚	1	
ジャーテスター	1	
掲示板	2	
バルブキー	3	

(5) 伊岐佐浄水場

品名	数量	仕様等
事務用机	2	片袖机
事務用椅子	2	肘有椅子、肘なし椅子
事務用机	1	
ジャーテスター	1	

(6) 佐里上ポンプ場

品名	数量	仕様等
事務用机	0	片袖机 巖木浄水場へ移動
事務用椅子	0	肘有椅子 巖木浄水場へ移動

(7) 巖木多久共同浄水場

品名	数量	仕様等
事務用机	11	佐里上ポンプ場より 1 台移動
事務用椅子	9	佐里上ポンプ場より 1 台移動
パイプ椅子	21	
プリンター	2	
スクリーン	1	

ホワイトボード	2	
ロッカー	5	
応接セット	1	テーブル×1、椅子×3
会議テーブル	5	
テーブル	3	
ジャーテスター	1	
水中ポンプ	1	50BMSP62-2A

(8) 松島浄水場

品名	数量	仕様等
ジャーテスター	1	

(9) 向島浄水場

品名	数量	仕様等
ジャーテスター	1	

別紙-3 消防設備点検対象と内容

施設名	種別	細別	単位	数量
久里第1浄水場	粉末消火器		本	21
	受信機	P型1級	面	1
	感知器	差動式スポット型	個	41
	感知器	定温式スポット型	個	10
	感知器	煙式	個	6
	表示灯		台	3
	ベル		個	7
	発信機		台	3
	予備電源装置		式	1
	誘導灯		台	3
	誘導標識版		枚	6
久里第2浄水場	粉末消火器		本	9
久里第2浄水場 粉末活性炭棟	粉末消火器		本	2
	誘導灯		台	3
双水取水場	粉末消火器		本	2
神田浄水場	粉末消火器		本	5
和多田浄水場	粉末消火器		本	7
玉島取水場	粉末消火器		本	2
浜崎浄水場	粉末消火器		本	4
	誘導標識版		枚	2
中山浄水場	粉末消火器	ABC粉末10型	本	3
	誘導灯	(小)	台	1
巖木多久共同浄水場	粉末消火器		本	8
	受信機	P型2級	面	1

	感知器	差動式スポット型	個	16
	感知器	定温式スポット型	個	2
	感知器	煙式	個	2
	ベル		個	2
	発信機		台	2
	予備電源装置		式	1
	誘導標識版		枚	3
上神田中継ポンプ場	粉末消火器		本	3
竹木場中継ポンプ場	粉末消火器		本	2
神田内田中継ポンプ場	粉末消火器		本	3
	誘導灯		台	2
佐志中継ポンプ場	粉末消火器		本	2
	誘導灯		台	1

別紙-4 自家用電気工作物点検の対象場所等

施設名	所在地	設備 容量 (kVA)	最大 電力 (kW)	受電 電圧 (kV)	予備発電装置	
					出力 (kVA)	設置数
久里第1浄水場	久里 1997-2	1,750	396	6.6		
		60				
久里第2浄水場	久里 244-1	1,650	331	6.6		
		50				
双水取水場	双水 2093-3	530	196	6.6		
		5				
和多田浄水場	和多田大土井 14-43	700	114	6.6		
		30				
神田浄水場	神田 1025-1	150	54	6.6		
		15				
玉島浄水場	浜玉町大江 204-1	75	19	6.6		
		3				
浜崎浄水場	浜玉町南山 2710-1	200	91	6.6		
		20				
中山浄水場	相知町中山 4234-9		200V	200/ 100V	45	1基
中山取水場	相知町中山 3468-5	150	55	6.6	105	1基
		20				
巖木多久共同 浄水場	巖木町巖木 845-1	200	127	6.6		
		20				
上神田中継 ポンプ場	神田 3247-1	150	83	6.6		
		10				

竹木場中継	竹木場 5206-	150				
ポンプ場	98	10	86	6.6		
神田内田中継	神田 2826-1	320				
ポンプ場		20	90	6.6		
佐志中継	佐志 3723-2	210				
ポンプ場		10	146	6.6		

※ 浄水場設備容量、上段は動力変圧器、下段は電灯変圧器

※ 注意

当該自家用電気工作物の維持・管理の主体は、受託者（自家用電気工作物のみなし設置者）とし当該自家用電気工作物について電気事業法第39条第1項の義務を果たすものとする。

技術基準維持のための設備の大改修等、委託者（自家用電気工作物の設置者）が判断・実施する部分があるものとする。

自家用電気工作物（設備）の点検の種別と内容

種別	目的	内容
日常点検	運転状態における異常の有無を確認	主として運転中の電気設備を、1ヶ月の周期で、主として携帯用測定器や点検者の視覚（目視）、聴覚、嗅覚、触覚等により異常の有無を判定する。
定期点検 （年次点検）	性能の確認、維持	年に1回の周期で、電気設備を停止させて、日常点検内容のほかに、測定器具等を使用して、接地抵抗、絶縁抵抗、保護装置の動作試験などを行うとともに、活線状態では点検できないような充電部のゆるみ、たわみ、注油、清掃などを実施する。

臨時点検	電気事故の原因究明、 台風襲来、地震発生に よる異常の有無の確認	電気設備に故障が生じた場合、又は、生 ずるおそれのある場合、必要な点検、測 定及び試験を行い、故障原因の究明や必 要に応じて応急処置を講ずる。
------	--	--

受託者（自家用電気工作物のみなし設置者）に係る手続きについて（第32条関係）

- (1) 受託者が保安管理業務の外注委託先を変更した場合は、速やかに経済産業省へ必要な申請を行い、承認書の写しを委託者に提出しなければならない。
- (2) 上記以外の手続きも、受託者（自家用電気工作物のみなし設置者）が当然行うべき申請等においては、同様とする。
- (3) 委託者（自家用電気工作物の設置者）と受託者（自家用電気工作物のみなし設置者）間の協定については、電気事業法等における権限、義務、責任の基本的な区分とすることを原則とする。

別紙-5 電力調達の対象施設

施設名		契約種別	契約			力率
契約名義	項目		口数	電力 kW	容量 A	%
久里第1浄水場	浄水場	産業用季時別電力 A	1	396		100
久里第2浄水場	浄水場	産業用季時別電力 A	1	331		100
和多田浄水場	浄水場	産業用季時別電力 A	1	114		100
神田浄水場	浄水場	産業用季時別電力 A	1	54		99
双水取水場	浄水場	産業用季時別電力 A	1	196		100
玉島取水場	浄水場	産業用季時別電力 A	1	19		97
浜崎浄水場	浄水場	産業用季時別電力 A	1	91		99
巖木多久共同浄水場	浄水場	産業用季時別電力 A	1	127		97
中山取水場	浄水場	産業用季時別電力 A	1	55		99
竹木場中継ポンプ場	ポンプ場	産業用季時別電力 A	1	86		100
上神田中継ポンプ場	ポンプ場	産業用季時別電力 A	1	83		100
神田内田中継ポンプ場	ポンプ場	産業用季時別電力 A	1	90		98
佐志中継ポンプ場	ポンプ場	産業用季時別電力 A	1	146		97
山田中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	19		
		スマートファミリー	1		15	
旭ヶ丘中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	9		
		スマートファミリー	1		15	
旭ヶ丘配水池	配水池	スマートファミリー	1		10	
大浦配水池	配水池	スマートファミリー	1		30	
西山配水池	配水池	スマートファミリー	1		30	
平山下中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	7		

		スマートファミリー	1		50	
尾部田配水池	配水池	スマートファミリー	1		30	
天徳中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	5		
天徳加圧ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	9		
		スマートファミリー	1		30	
東山田加圧ポンプ所	ポンプ所	スマートファミリー	1		20	
天川浄水場	浄水場	低圧電力	1	6		
		スマートファミリー	1		15	
天川配水池	配水池	スマートファミリー	1		15	
加部島配水池	配水池	スマートファミリー	1		30	
温石山配水池	配水池	スマートファミリー	1		30	
温石流量計室	配水池	スマートファミリー	1		20	
中山浄水場	浄水場	スマートビジネス	1	12(kVA)		
		低圧電力	1	35		
赤坂加圧ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	3		
神集島電気防蝕	電気防蝕	スマートファミリー	1		10	
相賀中継ポンプ場	ポンプ所	低圧電力	1	40		
		スマートファミリー	1		30	
佐志第2調整池	調整池	スマートファミリー	1		20	
橋掛田配水池	配水池	スマートファミリー	1		40	
後川内配水池	配水池	スマートファミリー	1		30	
八幡町中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	21		
		スマートファミリー	1		30	
佐志八幡町配水池	配水池	スマートファミリー	1		30	
湊配水池	配水池	スマートファミリー	1		10	
浜玉第3配水池	配水池	スマートファミリー	1		10	

浜玉第4配水池	配水池	スマートファミリー	1		20	
田代加圧ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	7		
		スマートファミリー	1		20	
星賀配水池	配水池	スマートファミリー	1		30	
神集島配水池	配水池	スマートファミリー	1		20	
広田加圧ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	7		
		スマートファミリー	1		20	
半田中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	18		
		スマートファミリー	1		20	
巖木中部中継ポンプ場	ポンプ所	低圧電力	1	18		
		スマートファミリー	1		15	
巖木高部中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	7		
		スマートファミリー	1		15	
巖木高部加圧ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	5		
		スマートファミリー	1		15	
巖木高部配水池	配水池	スマートファミリー	1		15	
岩詰・栗ノ木浄水場	浄水場	低圧電力	1	15		
		スマートファミリー	1		30	
本門浄水場	浄水場	低圧電力	1	2		
		スマートファミリー	1		20	
本門浄水施設		低圧電力	1	1		
馬渡島浄水場	浄水場	低圧電力	1	8		
		スマートファミリー	1		20	
馬渡島ゴキ川取水場	取水場	低圧電力	1	7		
野中配水池	配水池	スマートファミリー	1		20	
野中中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	7		

		スマートファミリー	1		10	
向島配水池	配水池	スマートファミリー	1		30	
向島浄水場	浄水場	低圧電力	1	3		
		スマートファミリー	1		20	
屋形石配水池 (旧浄水場内)	配水池	低圧電力	1	42		
		スマートファミリー	1		40	
納所配水池	配水池	スマートファミリー	1		30	
黒瀬第2配水池	配水池	スマートファミリー	1		10	
黒瀬第1配水池	配水池	スマートファミリー	1		15	
加唐島浄水場	浄水場	低圧電力	1	12		
		スマートファミリー	1		30	
大泊取水場	取水場	低圧電力	1	7		
		スマートファミリー	1		10	
ヲンス取水施設	取水場	低圧電力	1	5		
白木谷取水施設	取水場	スマートファミリー	1		10	
白木谷取水施設(1)	取水場	低圧電力	1	5		
白木谷取水施設(2)	取水場	低圧電力	1	5		
松島浄水場	浄水場	低圧電力	1	11		
		スマートファミリー	1		20	
寺の谷加圧ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	1		
宇木加圧ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	9		
		スマートファミリー	1		20	
徳武配水池	配水池	スマートファミリー	1		20	
巖木低部配水池	配水池	スマートファミリー	1		10	
巖木西部配水池	配水池	スマートファミリー	1		10	
巖木西部中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	5		

		スマートファミリー	1		10	
浪瀬中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	5		
		スマートファミリー	1		10	
浪瀬配水池	配水池	スマートファミリー	1		10	
現野浄水場	浄水場	スマートファミリー	1		20	
伊岐佐浄水場	浄水場	低圧電力	1	17		
		スマートファミリー	1		30	
鶴牧配水池	配水池	スマートファミリー	1		30	
江頭川導水ポンプ場	ポンプ場	スマートファミリー	1		20	
呼子配水池	配水池	スマートビジネス	1	6(kVA)		
京泊配水池	配水池	スマートファミリー	1		20	
駄竹浄水場	浄水場	スマートファミリー	1		30	
鳩川中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	7		
高島配水池	配水池	スマートファミリー	1		20	
唐川配水池	配水池	スマートファミリー	1		30	
鎮西呼子配水池	配水池	低圧電力	1	4		
		スマートファミリー	1		30	
東唐津追塩施設		スマートファミリー	1		10	
高島電気防蝕		スマートファミリー	1		20	
北波多中央配水池	配水池	スマートファミリー	1		20	
北波多中継ポンプ場	ポンプ所	低圧電力	1	34		
		スマートファミリー	1		30	
瀬戸木場浄水場	浄水場	低圧電力	1	3		
		スマートファミリー	1		20	
殿ノ浦岡西区配水池	配水池	スマートファミリー	1		30	
成瀬加圧ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	9		

		スマートファミリー	1		30	
楠浄水場	浄水場	スマートファミリー	1		30	
田頭中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	5		
		スマートファミリー	1		10	
田頭配水池	配水池	低圧電力	1	1		
恵木第1中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	1		
		スマートファミリー	1		20	
恵木第2中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	3		
		スマートファミリー	1		20	
恵木配水池加圧ポンプ	ポンプ所	スマートファミリー	1		10	
浦配水池	配水池	スマートファミリー	1		20	
新木場配水池	配水池	スマートファミリー	1		30	
志気第1中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	5		
志気第2中継ポンプ所	ポンプ所	低圧電力	1	5		
牧ノ地配水池	配水池	スマートファミリー	1		10	

別紙-6 清掃対象範囲

(単位 m²)

施設名	清掃箇所	床面積
久里第1浄水場 (年4回実施)	管理室	116.0
	浄水管理員控室	36.0
	コンピューター室	32.0
	水質試験室	34.6
	廊下及びホール	58.2
	1階廊下及びホール	34.2
	制御ステーション	56.0
	中央監視室	80.6
	事務室	78.2
	浴室	4.3
	便所	7.0
	玄関ホール	12.4
	脱衣室	2.6
	窓ガラス	197.8
玄関壁面	45.6	
久里第2浄水場 (年1回実施)	送水ポンプ操作室	82.5
	2階電気室	69.9
	3階電気室	87.5
	薬注ポンプ室	78.0
	階段	51.5
	便所	12.5
和多田浄水場 (年1回実施)	管理室	61.7
	地下階段通路	56.9
	便所	3.2

	玄関階段	16.7
	浴室	3.2
	窓ガラス	55.0
巖木多久共同浄水場 (年に3回実施)	2階管理室	76.5
	2階計器室	27.5
	2階事務室	54.6
	2階階段通路	41.0
	1階水質試験室	15.5
	※窓ガラス(年1回実施)	104.0
中山浄水場 (年1回実施)	玄関ホール・備品倉庫・トイレ	34.8
	0A室	26.8
	風除室	3.2
	窓ガラス	13.0

上記施設について、施設の清掃を維持する上で必要な内容、回数で適宜実施する。

別紙-7 除草管理の対象範囲等

1 除草管理対象表

(1) 取水場・浄水場 ※年に3回(6月下旬・9月中旬・11月下旬)

施設名(築造年)	除草面積	備考
久里第1浄水場(S46・S54)	8,730 m ²	
久里第2浄水場(S58)	4,990 m ²	
工業用水道浄水場(H4)		久里第2浄水場内
双水取水場(S44)	10 m ²	土間コンクリート
和多田浄水場(S46)	2,500 m ²	
玉島取水場(S33)	10 m ²	土間コンクリート
浜崎浄水場(S45・S55・H17)	10 m ²	土間コンクリート
土井取水場(S45)	150 m ²	
巖木多久共同浄水場(S61)	1,200 m ²	
天川浄水場(S56)	40 m ²	
瀬戸木場浄水場(S56)	100 m ²	取水施設を含む
平之(岩詰・栗ノ木)	5 m ²	
平之(本門取水場)	5 m ²	施設面積概算 一筆字面積 1,168 m ²
平之(本門)	20 m ²	
中山浄水場(H23)	258 m ²	R6 土間コンクリート 492 m ²
中山取水場(H11)	145 m ²	取水口周りを含
現野浄水場(H6)	5 m ²	一筆字面積 1,872 m ² 個人(未登記)
楠浄水場(H4)	65 m ²	取水口周りを含
向島浄水場(S45)	300 m ²	水源池フェンス廻り L=70m×幅 3m含
馬渡島浄水場(S32・H15)	550 m ²	水源池取水施設通路 L=100m×幅 2m含
加唐島浄水場(S34・H13)	540 m ²	水源池 200 m ² 含

松島浄水場 (S41・H17)	220 m ²	水源池 200 m ² 含
-----------------	--------------------	--------------------------

(2) ポンプ場 ※年に3回 (6月中旬・9月上旬・11月中旬)

施設名(築造年)	除草面積	備考
宇木加圧ポンプ所 (H3)	5 m ²	土間コンクリート
半田中継ポンプ所 (H3)	10 m ²	
広田加圧ポンプ所 (H3)	10 m ²	
東唐津追塩施設	5 m ²	
八幡町中継ポンプ所 (H6)	20 m ²	
鳩川中継ポンプ所 (H2)	10 m ²	
相賀中継ポンプ場 (S59)	10 m ²	R5 土間コンクリート
山田中継ポンプ所 (S53)	5 m ²	アスファルト
上神田中継ポンプ場 (H24)	5 m ²	土間コンクリート
竹木場中継ポンプ場 (H24)	5 m ²	土間コンクリート
神田内田中継ポンプ場 (H25)	5 m ²	土間コンクリート
佐志第2調整池 (H3)	10 m ²	バイパス機能
佐志中継ポンプ場 (H25)	5 m ²	土間コンクリート
佐志第1調整池 (H3)	10 m ²	減圧水槽
田代加圧ポンプ所	20 m ²	
東山田加圧ポンプ所 (H22)	5 m ²	市の普通財産使用
巖木西部中継ポンプ所 (H3)	38 m ²	字図面積 1,080 m ²
浪瀬中継ポンプ所 (H2)	5 m ²	
旭ヶ丘中継ポンプ所 (S63)	5 m ²	字図面積 1,688 m ²
巖木中部中継ポンプ場 (H1)	10 m ²	
巖木高部中継ポンプ所 (H1)		中部配水池敷地内
巖木高部加圧ポンプ所	5 m ²	
田頭中継ポンプ所	5 m ²	アスファルト

天徳加圧ポンプ所	5 m ²	字図面積 1,464 m ²
天徳中継ポンプ所	33 m ²	字図面積 2,865 m ²
平山下中継ポンプ所 (H25)	5 m ²	土間コンクリート
伊岐佐加圧ポンプ所 (R8)	m ²	
成瀬加圧ポンプ所 (H15)	5 m ²	土間コンクリート
北波多中継ポンプ場 (H22)	150 m ²	字図面積 1,159 m ²
恵木第1中継ポンプ所 (S49)	20 m ²	
恵木第2中継ポンプ所 (S49)	30 m ²	
恵木配水池加圧ポンプ	10 m ²	
志気第1中継ポンプ所 (S49)	30 m ²	
志気第2中継ポンプ所 (S49)	30 m ²	
寺の谷加圧ポンプ所 (H9)	5 m ²	字図面積 102 m ²
赤坂加圧ポンプ所	5 m ²	
野中中継ポンプ所	5 m ²	

(3) 配水池 ※年に2回(7月中旬・12月中旬)

施設名(築造年)	除草面積	備考
温石山配水池(1号-S44・2号-S53) PC造 5,000 m ³ ×2池	50 m ²	字図面積 8,171 m ²
佐志八幡町配水(H6) PC造	500 m ²	字図面積 2,137 m ²
浦配水(H2)RC造 35 m ³ ×2池	20 m ²	
鳩川配水池 (H2) RC造 1池	40 m ²	
相賀受水池 (S57) RC造		相賀中継ポンプ場 同敷地内施設
湊配水池 (H16) PC造 270 m ³ ×2池	400 m ²	
屋形石配水池 (S54) RC造	400 m ²	
七ツ釜調整池(減圧水槽)	20 m ²	字図面積 859 m ²

半田配水池 (H3) RC 造 45 m ³ ×2 池	60 m ²	字図面積 769 m ²
徳武配水池 (S56) PC 造 1 池	300 m ²	字図面積 8,113 m ²
西山配水池 (H7) PC 造 内側 3,000 m ³ 外側 7,000 m ³ 2 池	1,200 m ²	字図面積 4,876 m ²
和多田配水池 (S12・S38) RC 造 3 池	1,300 m ²	字図面積 10,937 m ²
山田配水池 (S53) RC 造 1 池	20 m ²	
神田配水池 (S58) PC 造		神田浄水場 同敷地内施設
中尾配水池 (S53) RC 造 1 池	10 m ²	
重河内配水池 (S53) RC 造 1 池	20 m ²	
熊ノ峯配水池 (S53) RC 造 1 池	20 m ²	
唐川配水池 (H24) PC 造 650 m ³ ×2 池	20 m ²	字図面積 3,493 m ²
後川内配水池 (H3) RC 造 155 m ³ ×2 池	50 m ²	
橋掛田配水池 (H25) PC 造 追塩 1,250 m ³ ×2 池	20 m ²	字図面積 1,843 m ²
神集島配水池 (S57) RC 造 90 m ³ ×1 池 PL 造 200 m ³ ×1 池	300 m ²	
高島配水池 (S57) RC 造 2 池	100 m ²	字図面積 855 m ²
浜玉第3配水池 (H8) PC 造 500 m ³ ×2 池	50 m ²	字図面積 1,748 m ²
浜玉第4配水池 (H16) PC 造 500 m ³ ×2 池	50 m ²	字図面積 1,910 m ²
巖木低部配水池 (S57) PC 造 660 m ³ ×2 池	400 m ²	字図面積 1,488 m ²
巖木西部配水池 (H3) RC 造 125 m ³ ×2 池	120 m ²	字図面積 492 m ²
浪瀬配水池 (S49) RC 造 40.5 m ³ ×2 池	20 m ²	字図面積 126 m ²

旭ヶ丘配水池 (S63) RC 造 30 m ³ ×2 池	40 m ²	
瀬戸木場配水池 (S56) RC 造 28.5 m ³ ×2 池	50 m ²	
巖木中部配水池 (H1) PC 造	10 m ²	字図面積 747 m ²
巖木高部配水池 (H1) RC 造 81 m ³ ×2 池	10 m ²	字図面積 458 m ²
岩詰・栗ノ木配水池		岩詰・栗ノ木浄水場 同敷地内施設
本門配水池		本門浄水場 同敷地内施設
天川配水池 (S56) RC 造 43 m ³ ×2 池	140 m ²	
楠配水池		楠浄水場 同敷地内施設
田頭配水池 (S54) RC 造 67.5 m ³ ×2 池	30 m ²	
中山配水池 (S61)		中山浄水場 同敷地内施設
伊岐佐配水池 (S55)		伊岐佐浄水場 同敷地内施設
伊岐佐上中配水池	10 m ²	
現野配水池 (H6)	10 m ²	字図面積 521 m ² 個人(未登記)
天徳配水池 (H11) RC 造 50 m ³ ×2 池	70 m ²	字図面積 17,645 m ²
尾部田配水池 (H25) RC 造 69 m ³ ×2 池	10 m ²	
北波多中央配水池 (H9) SUS 製 830 m ³ ×2 池	800 m ²	進入道路 L=380m 両側 1.0mを含む
恵木配水池 (S49) RC 造 1 池	10 m ²	
志気配水池 (S49) RC 造 1 池	10 m ²	字図面積 290 m ²
大浦配水池 (H24) 追塩 PC 造 160 m ³ ×2 池	90 m ²	フェンス周り L=90m 1.0mを含む
新木場配水池 (H25) 追塩 PC 造 395 m ³ ×2 池	30 m ²	フェンス周り L=30m 1.0mを含む

星賀配水池 (H22) 追塩 RC造 154 m ³ ×2池	130 m ²	フェンス外周含む
納所配水池 (H12) RC造 追塩	10 m ²	
京泊配水池 (H14) RC造 追塩	10 m ²	
京泊調整池	5 m ²	
駄竹配水池 (H12) RC造	560 m ²	配水池周辺含む
鶴牧配水池 (H27) 追塩	10 m ²	
向島配水池 (S45)		向島浄水場 同敷地内施設
岩野調整池(減圧水槽)	5 m ²	
石室配水池 (S60) PC造	5 m ²	
七朗調整池(減圧水槽)	5 m ²	
下石室調整池(減圧水槽)	5 m ²	
鎮西呼子配水池 (H26) 追塩	20 m ²	
野元調整池(減圧水槽)	5 m ²	
瀧川調整池(減圧水槽)	5 m ²	字図面積 469 m ²
横竹調整池(減圧水槽)	5 m ²	
丸田調整池(減圧水槽)	5 m ²	
塩鶴調整池(減圧水槽)	5 m ²	
打上配水池 (S60) PC造 ※下段	20 m ²	
〃 (S60) PC造 ※上段		打上配水池 同敷地内施設
宮ノ本配水池		馬渡島浄水場 同敷地内施設
野中配水池(中継ポンプ所有)	20 m ²	字図面積 4,525 m ²
黒瀬第2配水池(8 m ³)	5 m ²	
黒瀬第1配水池(94 m ³)	5 m ²	
大泊配水池	10 m ²	
牧ノ地配水池	10 m ²	字図面積 4,297 m ²

白木谷配水池	10 m ²	字図面積 7,723 m ²
呼子配水池 (H10) PC 造	50 m ²	字図面積 9,251 m ²
殿ノ浦岡西区配水池 (H6) PC 造 2 槽	10 m ²	
加部島配水池 (S49) RC 造	50 m ²	字図面積 702 m ²
小川島配水池 (S51・H11)	150 m ²	

(4) 休止施設 ※年に 2 回 (7 月上旬・12 月上旬)

施設名 (築造年)	除草面積	備考
久里夕日配水池 1 号池 (S44)	260 m ²	配水池側溝外周 2m 及び進入路
久里夕日配水池 2 号池 (S52)	300 m ²	配水池周り側溝まで
第 2 竹木場中継ポンプ場 (S53)	20 m ²	
第 3 竹木場中継ポンプ場 (S53)	30 m ²	
神田浄水場 (S58)	840 m ²	R7 廃止 (配水池は通常運用)
神田取水場 (S58)	50 m ²	施設面積概算 平木場ダム敷地内
竹木場配水池 (S53)	40 m ²	
唐ノ川中継ポンプ場 (S53)	20 m ²	
東山配水池 (S57)	120 m ²	字図面積 833 m ²
浦中継ポンプ所 (H2)	113 m ²	
相賀水源池	30 m ²	
相賀配水池 (S58)	30 m ²	
屋形石取水場 (S56)	0 m ²	湊町丘区 除草 (年 1 回)
屋形石中継ポンプ所 (H16)	20 m ²	
高島配水池 (S49)	50 m ²	旧施設分
浜崎第 1 配水池	100 m ²	字図面積 1,748 m ²
浜崎第 2 配水池		浜崎第 1 配水池同敷地内施設
簗木浄水場	800 m ²	
佐里上中継ポンプ所	5 m ²	

佐里配水池 (S58)	70 m ²	
伊岐佐浄水場 (S56)	16 m ²	R8 廃止施設
北波多浄水場跡地	300 m ²	北波多市民センターで管理
旧中央配水池 (S36)	50 m ²	
芳谷配水池 (S54)	30 m ²	
芳谷加圧ポンプ所 (H10)	30 m ²	字図面積 858 m ²
名護屋第1取水施設 (S29)	50 m ²	
名護屋第2取水施設 (S48)	50 m ²	
馬渡島河内取水施設		
ヲンス取水施設		通常使用
呼子浄水場 (S12)	100 m ²	字図面積 3,309 m ²
江頭川取水施設	720 m ²	
江頭川第1貯水池 (H10)	1,550 m ²	
江頭川第2貯水池 (S59)	2,330 m ²	
長沙子配水池 (S46)	50 m ²	
加部島取水施設 (S49)	50 m ²	
大友加圧ポンプ所	71 m ²	
高尾加圧ポンプ所	20 m ²	
宮ノ町加圧ポンプ所	5 m ²	
長沙子加圧ポンプ所	5 m ²	
殿ノ浦中継ポンプ場	10 m ²	
入野 肥前中学校前配水池	30 m ²	
入野 肥前中学校裏配水池	140 m ²	
入野 高尾取水	20 m ²	
入野 上口取水	5 m ²	
入野 山添田代取水	5 m ²	
入野 山添取水	5 m ²	

入野 山添配水池	20 m ²	
入野 山崎取水	5 m ²	
星賀 柿ノ浦貯水池	150 m ²	
星賀 辻取水場	60 m ²	
星賀 大神取水場	20 m ²	
星賀 原水貯水槽	400 m ²	
星賀 浄水場 (S51)	415 m ²	進入路 L=40m 含
星賀 大辻配水池	20 m ²	
駄竹 取水場 (H12)	5 m ²	
駄竹 浄水場 (H12)	70 m ²	フェンス外周 L=60m × 幅 1m 含
菖津 取水場 (H18)	110 m ²	大鶴取水場分を含む
菖津 浄水場 (H19)	70 m ²	
大鶴 取水場		菖津取水場同敷地内施設
小川島 中継ポンプ所	59 m ²	

2 植栽管理

施設名	内容
久里浄水場	年に2回実施 樹木剪定・薬剤散布・施肥（剪定残材の処分含む）
和多田浄水場	
巖木多久共同浄水場	

※浄水場における薬剤散布は、噴霧することは避け、粒状等の物を用いて沈澱池等に薬品が入らないようにしなければならない。

別紙-8 業務と責任分担

		対 象	責任分担	
			委託者	受託者
項 目				
1. 財産管理	①行政財産使用許可		○	
	②占用許可申請		○	
	③管理用用地管理		○	
	④水利権許可申請		○	
2. 運転管理	①苦情処理			
	・苦情初期対応（電話対応）		○	○
	・苦情対応（現場対応）		○	○
	②配水管事故			
	・漏水初期対応（電話対応）		○	○
	・漏水対応及び復旧対応			○
	・大規模な漏水及び広範な断水を伴う漏水対応		○	○
	③停 電			
	・落雷等による停電対応			○
	・送電事故等に伴う地域大規模停電対応		○	○
	④施設事故（薬品漏洩、場内配管破損等）			
	・初期対応			○
	・減断水を伴わない事故対応			○
	・減断水を伴う事故対応		○	○
	⑤浄水発生土搬出処分に係る業務			
	・契約・支払い		○	
	・連絡、現地での作業			○
	・マニフェスト発行に係る準備作業		○	○
	⑥水運用			

	・軽微な水運用		○
	・平常時、事故時の水運用	○	
3. 浄水処理 管理	①平常時		○
	②施設故障時		
	・供給水質に影響を与えない事態の処理		○
	・減断水を伴う事態の処理	○	○
	③水質異常		
	・供給水質に影響を与えない事態の処理		○
	・減断水を伴う事態の処理	○	○
4. 保全管理	①点検		○
	②修繕		○
	③埋設配管漏水復旧（導水暗渠、場内配管）		○
	④施設改良	○	
	⑤電気主任技術者		○
5. 防災	①地震（震度3以下）		
	・委託施設（水道施設）の点検		○
	・委託外施設（配水管等）の点検		○
	②地震（震度4以上）		
	・委託施設（水道施設）の点検	○	○
	・委託外施設（配水管等）の点検	○	○
	③火災		
	・初期対応（消防通報・委託者への通報）		○
	・火災に伴う対応	○	○
④佐賀県及び市の防災体制に基づく業務	○		

※注意

委託者、受託者双方に○がついているものは、状況に応じ、委託者と受託者の両者に責任が発生することが考えられることから、連絡等により責任の分担を図る。